

各都道府県介護保険担当課（室）

各市町村介護保険担当課（室） 御 中

← 厚生労働省 老健局 高齢者支援課

介 護 保 険 最 新 情 報

今回の内容

介護給付適正化における住宅改修等の点検および福祉用具購入・貸与調査の取組促進について 等

計 1 1 枚（本紙を除く）

Vol.1521

令和 8 年 7 月 8 日

厚生労働省老健局高齢者支援課

【 貴関係諸団体に速やかに送信いただきますよう
よろしく願いいたします。 】

連絡先 TEL：03-5253-1111(内線 3985)
FAX：03-3595-3670

事 務 連 絡

令和 8 年 7 月 8 日

都道府県
各 介護保険主管課（室） 御中
市区町村

厚生労働省老健局高齢者支援課

介護給付適正化における住宅改修等の点検および福祉用具購入・貸与調査の取組促進について

日頃より、介護保険行政に御尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

「介護保険制度における福祉用具貸与・販売の種目の在り方検討会 対応の方向性に関する取りまとめ」（令和 5 年 11 月 8 日。以下「とりまとめ」という。）において、「自治体における福祉用具・住宅改修の適正化施策等の取組促進に向けた研究事業」で「実施する各市区町村に対するアンケート及びヒアリング調査の結果等を踏まえ、自治体向けの点検マニュアルを作成・周知し、制度の適正な運用の観点からチェック体制の充実・強化を図る。」とされたところです。

これを踏まえ、令和 7 年度老人保健健康増進等事業「住宅改修の給付実績等の把握と指導監督のあり方に関する調査研究事業」において、都道府県単位での住宅改修の給付実態の把握と今後のあり方を検討し、地域の実情を踏まえた給付判断を行うための保険者間連携の強化、自治体間の相談できる関係づくりを目的とした研修を実施しました。また、住宅改修において効率的・効果的な点検を行い、給付等費用の適正化事業を促進するために、判断に迷う事例と対応のポイントをとりまとめ、令和 5 年度事業で作成した「住宅改修等の点検および福祉用具購入・貸与調査の取組促進に向けた手引き」（概要は次ページ参照）を改訂いたしました。

これらの調査研究事業の成果物として、下記の通り、「介護給付適正化における住宅改修等の点検および福祉用具購入・貸与調査の取組促進に向けた手引き（第二版）」並びに「住宅改修の給付実態等の把握と指導監督のあり方に関する調査研究事業報告書」を作成しております。つきましては、これらの周知を図るとともに、各保険者、都道府県、サービス提供事業者等において、ご活用いただきますようお願いいたします。

記

1. 「介護給付適正化における住宅改修等の点検および福祉用具購入・貸与調査の取組促進に向けた手引き（第二版）」について

「住宅改修の給付実態等の把握と指導監督のあり方に関する調査研究事業」（令和7年度老人保健健康増進等事業）において、高齢者等が可能な限り住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立し日常生活を営むことができるようにするとともに、限られた資源を効率的・効果的に活用するために、各保険者において基準を整理・点検し、適切で効率的・効果的な給付の実施を図る観点から、組織としての体制や点検のポイント、具体的な取組事例等を整理した手引きの改訂を実施しました。

持続可能な介護保険制度の実現のため、手引きを参考にいただき、各保険者の状況に合わせ、住宅改修の点検、福祉用具購入・貸与調査の取組に広くご活用いただけますと幸いです。

QRコード（リンク埋め込み）



手引きの構成及び概要

目次	概要
1. はじめに（P.1～）	手引きの背景・目的及び構成について
2. 知りたい内容の検索（P.3～）	手引きの内容に応じた参照ページ等について
3. 住宅改修の点検（P.7～）	住宅改修の点検実施例と点検のポイント等について
4. 福祉用具購入調査（P.22～）	福祉用具購入費の支給にあたり、給付適正化に向けた調査時期（タイミング）ごとの調査実施例、調査のポイント等について
5. 福祉用具貸与調査（P.40～）	住宅改修の点検や福祉用具購入・貸与調査にあたる専門職の活用や多職種連携での取組事例等について
6. 多職種連携の場の活用に向けた取組事例（P.51～）	福祉用具専門相談員が適切なPDCAを実施できるようにするために、福祉用具貸与事業者求められる役割について
7. 給付適正化に向けた取組（P.54～）	利用者・家族及び、サービス提供事業者等に向けた介護保険制度や利用者の自立支援に資するサービス提供等に向けた情報発信等の取組事例について
8. 都道府県の取組（P.55～）	広域的視点から保険者を支援する都道府県の役割や支援事例について
9. 住宅改修・給付判断事例集（P.63）	住宅改修の申請を確認する際のポイントや判断例について

2. 住宅改修の給付実態等の把握と指導監督のあり方に関する調査研究事業報告書

「住宅改修の給付実態等の把握と指導監督のあり方に関する調査研究事業（令和7年度老人保健健康増進等事業）において、都道府県、市区町村を対象に、保険者における住宅改修の給付判断や地域ごとの実情を把握することを目的としてアンケート調査、ヒアリング調査を実施し、介護保険における住宅改修の給付実態、給付判断に迷う事例と保険者の対応、県・市の連携モデルの検討についてまとめております。

報告書は下記のとおり公開されておりますので、現場での対応にご参考ください。

「住宅改修の給付実態等の把握と指導監督のあり方に関する調査研究事業 報告書」

QRコード（リンク埋め込み）



3. 参考

「介護保険制度における福祉用具貸与・販売種目のあり方検討会 対応の方向性に関するとりまとめ」（令和5年11月8日）

QRコード（リンク埋め込み）



【厚生労働省担当】

厚生労働省老健局 高齢者支援課 福祉用具住宅改修係

電 話：03-5253-1111（内 3985）

e-mail：fukushiyougu@mhlw.go.jp

事 務 連 絡

令和 8 年 7 月 8 日

都道府県
各 介護保険主管課（室） 御中
市区町村

厚生労働省老健局高齢者支援課

在宅高齢者への多職種による支援を踏まえた福祉用具貸与事業所の役割について

日頃より、介護保険行政に御尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

「介護保険制度における福祉用具貸与・販売の種目の在り方検討会 対応の方向性に関する取りまとめ」（令和 5 年 11 月 8 日。以下「とりまとめ」という。）において、「福祉用具専門相談員が実施する利用者に対する多職種連携による支援の好事例を収集し、横展開に向けた検討を行う。」とされたところです。

これを踏まえ、令和 7 年度老人保健健康増進等事業において、福祉用具の提案に向けたプロセスおよび貸与・販売後の連携協働によるサービスの質の向上や専門性の発揮を図り、在宅高齢者への多職種による支援を踏まえた福祉用具貸与事業所の支援のあり方について検討するため、「在宅高齢者への多職種による支援を踏まえた福祉用具貸与事業所の役割に関する調査モデル研究事業」を実施しました。その成果物として、「在宅高齢者への多職種による支援を踏まえた福祉用具貸与事業所の役割に関する調査モデル研究事業報告書」が作成されているので、周知を図るとともに、各保険者、都道府県、サービス提供事業者等においてご活用いただきますようお願いいたします。

記

1. 在宅高齢者への多職種による支援を踏まえた福祉用具貸与事業所の役割に関する調査モデル研究事業報告書

「在宅高齢者への多職種による支援を踏まえた福祉用具貸与事業所の役割に関する調査モデル研究事業」（令和 7 年度老人保健健康増進等事業）において、要支援認定以前の地域在住高齢者を対象に、福祉用具貸与事業所の望ましいあり方について、福祉用具専門相談員を含む多職種が連携し、地域住民や地域の自主グループ（通いの場）を支援する取組について、その実態把握およびモデル的な試行を実施いたしました。これにより、介護予防に資する福祉用具貸与事業所の支援のあり方を整理しました。

また、介護老人保健施設からの退所時支援に着目し、円滑な在宅生活への移行を支えるケアチームの中での福祉用具専門相談員の役割について検討し、多職種と連携した支

援の実態を把握するとともに、退所時支援における効果的な連携のあり方について整理いたしました。

報告書は下記のとおり公開されておりますので、現場での対応にご参考ください。

「在宅高齢者への多職種による支援を踏まえた福祉用具貸与事業所の役割に関する調査モデル研究事業報告書」

QRコード（リンク埋め込み）



2. 参考

「介護保険制度における福祉用具貸与・販売種目のあり方検討会 対応の方向性に関するとりまとめ」（令和5年11月8日）

QRコード（リンク埋め込み）



【厚生労働省担当】

厚生労働省老健局 高齢者支援課 福祉用具住宅改修係

電 話：03-5253-1111（内 3985）

e-mail：fukushiyougu@mhlw.go.jp

事 務 連 絡

令和 8 年 7 月 8 日

都道府県
各 介護保険主管課（室） 御中
市区町村

厚生労働省老健局高齢者支援課

海外における福祉用具の効果検証手法の把握及び福祉用具の効果検証の推進について

日頃より、介護保険行政に御尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

介護保険における福祉用具の新たな種目・種類の取り入れや拡充等については、「介護保険福祉用具・住宅改修評価検討会」において、「介護保険制度における福祉用具の範囲の考え方」に基づいて、提案内容の妥当性を検討・判断しております。提案に当たっては、提案者が有効性・安全性・保険適用の合理性の3つの視点で提案内容やデータが整理できるよう「介護保険制度における福祉用具の新たな種目・種類の追加・拡充に関する提案の手引き」を令和4年度老人保健健康増進等事業「介護保険制度における福祉用具の範囲及び種目拡充等に関する提案・評価検討のあり方についての調査研究事業」において作成いたしました。令和7年度老人保健健康増進等事業「海外における福祉用具の効果検証手法の把握及び福祉用具の効果検証の推進に関する調査研究事業」において、提案者が介護保険制度における福祉用具及び住宅改修の制度内容や、有効性・安全性に関するデータの示し方について理解を深められるよう、手引きを改訂いたしました。また、介護保険制度における福祉用具の範囲の考え方の理解を支援するため、提案者が自己点検できるチェックシートを新たに作成しました。

つきましては、介護保険における福祉用具の新たな種目・種類の提案を検討する製造・開発事業者や自治体等向けに周知にご協力をお願いいたします。

記

1. 「介護保険制度における福祉用具の新たな種目・種類の追加・拡充に関する提案の手引き改訂第3版」について

「海外における福祉用具の効果検証手法の把握及び福祉用具の効果検証事業」（令和7年度老人保健健康増進等事業）では、令和4年度老人保健健康増進等事業で作成した「介護保険制度における福祉用具の新たな種目・種類の追加・拡充に関する提案の手引き」を改訂するとともに、「新たな福祉用具の提案のためのチェックシート」を作成しましたので、参考にしていただき、介護保険における福祉用具の新たな種目・種類に対する提案に

際し、広くご活用いただけますと幸いです。

- ・「介護保険制度における福祉用具の新たな種目・種類の追加・拡充に関する提案の手引書改訂第3版」
- ・「別冊4 新たな福祉用具の提案のためのチェックシート」

QRコード（リンク埋め込み）



手引書の構成及び概要

目次	概要
1. 手引書のねらいと使い方 (P.4～)	手引きの内容に応じた参照ページ等の対応について
2. 介護保険制度の給付対象となる福祉用具の概要 (P.5～)	介護保険制度における福祉用具、貸与・販売の流れや福祉用具が使用される環境について
3. 新たな種目・種類の追加・拡充に関する提案方法 (P.13～)	介護保険福祉用具・住宅改修評価検討会の概要などについて
4. 介護保険福祉用具・住宅改修評価検討会における評価・検討の視点・方法 (P.41～)	データの客観性、有効性や安全性、公的保険としての総合的勘案（保険適用の合理性）の視点について
5. データやデータの収集方法の例 (P.56～)	人を対象とする評価を行う場合の倫理的な配慮や有効絵師、安全性について

2. 海外における福祉用具の効果検証手法の把握及び福祉用具の効果検証事業報告書

「海外における福祉用具の効果検証手法の把握及び福祉用具の効果検証事業（令和7年度老人保健健康増進等事業）において、手引書の改訂とともに、海外における福祉用具の制度・評価手法に関する文献調査や提案内容・データ整理に当たる実態に関するヒアリング調査を行いまとめております。

報告書は下記のとおり公開されておりますので、現場での対応にご参考ください。

「海外における福祉用具の効果検証手法の把握及び福祉用具の効果検証の推進に関する調

査研究事業 報告書」

QR コード（リンク埋め込み）



3. 参考

「介護保険福祉用具・住宅改修評価検討会」

QR コード（リンク埋め込み）



【厚生労働省担当】

厚生労働省老健局 高齢者支援課 福祉用具住宅改修係

電 話：03-5253-1111（内 3985）

e-mail：fukushiyougu@mhlw.go.jp

事 務 連 絡

令和 8 年 7 月 8 日

都道府県
各 介護保険主管課（室） 御中
市区町村

厚生労働省老健局高齢者支援課

福祉用具貸与事業所における福祉用具専門相談員の資質向上のための教育体制等について

日頃より、介護保険行政に御尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号。以下「法」という。）第 8 条第 12 項に規定する福祉用具貸与等においては、居宅要介護者又は居宅要支援者が福祉用具を選定するに当たり、介護保険法施行令（平成 10 年政令第 412 号）第 4 条第 1 項に規定する福祉用具専門相談員から、福祉用具に関する専門的知識に基づく助言を受けて行うこととされております。

これを踏まえ、福祉用具専門相談員の更なる質の向上を図るため、令和 5 年度において福祉用具専門相談員指定講習カリキュラムの見直しを行い、令和 6 年度では新カリキュラムを念頭に置いた指導要領や演習ツールの作成・周知を行ったところです。

一方で、同講習受講後の各事業所での教育体制については、職能団体の開催する外部研修への参加や商品に係る情報収集等が主となり、現場における教育（On the Job Training、以下「OJT」）の体制や実施状況については十分に把握されてこなかった部分があることから、「介護保険制度における福祉用具貸与・販売の種目の在り方検討会対応の方向性に関する取りまとめ」（令和 5 年 11 月 8 日。以下「とりまとめ」という。）においても、福祉用具専門相談員の知識や技術の向上に向けた具体的な取組が必要であるとされたところです。

これを踏まえ、福祉用具貸与事業所における職員の教育体制の実態把握と福祉用具専門相談員の OJT の標準的なマニュアル等の作成を行うことを目的として、令和 7 年度老人保健健康増進等事業「福祉用具専門相談員の資質向上に取り組む福祉用具貸与事業所における教育に関する調査研究事業」を実施しました。その成果として、「福祉用具専門相談員の資質向上に向けた指導ガイドライン・OJT マニュアル」が作成されましたので、福祉用具貸与事業所及び特定福祉用具販売事業所等に周知いただくようお願いいたします。

記

1. 「福祉用具専門相談員の資質向上に向けた指導ガイドライン・OJT マニュアル」について

「福祉用具専門相談員の資質向上に取り組む福祉用具貸与事業所における教育に関する調査研究事業」（令和7年度老人保健健康増進等事業）において、福祉用具貸与事業所における職員の教育体制の実態把握を行い、福祉用具専門相談員の質の向上を図るため、福祉用具貸与事業所における職員の教育体制の実態把握を行うとともに、福祉用具専門相談員の OJT の標準的なマニュアル等を作成しています。

マニュアル及び本事業の報告書を参考にいただき、福祉用具専門相談員の資質向上に向けた取組に広くご活用いただけますと幸いです。

「福祉用具専門相談員の資質向上に向けた指導ガイドライン・OJT マニュアル」

QR コード（リンク埋め込み）



指導ガイドライン・OJT マニュアルの構成及び概要

目次	概要
1. はじめに	福祉用具専門相談員指定講習カリキュラムの見直しや福祉用具専門相談員の OJT について等、ガイドライン・マニュアルの背景・目的及び構成について
2. 教育・指導体制ガイドライン 【事業所における新人職員教育の 体づくり】 (P.1～)	事業所における新人職員教育の体制づくりに向けた教育・指導体制の整備、指導者の育成、法人・事業所外での研修機会の活用、継続的な学習機会の提供などについて
3. 教育・指導マニュアル【新人 職員教育のための OJT マニ ュアル】(P.9～)	OJT、福祉用具専門相談員指定講習での学び、福祉用具貸与・特定福祉用具販売におけるサービス提供場面別の指導方法、住宅改修に関する指導方法、「OJT による指導チェックリスト」の活用について
4. 参考資料 (P.60～)	

2. OJT による指導チェックリスト

入職後～1 年程度の新人職員の業務習熟度・進捗を確認するために利用することを想定して「OJT による指導チェックリスト」を作成し、新人職員と指導者側で定期的に習熟度の進捗や今後に向けた目標等の擦り合わせをしながら、日々の OJT による指導を行っていただくため、3 か月ごとに業務習熟度・進捗を確認できるようになっています。入職から 1 年程度での独り立ちを想定しており、最後の振り返りでは、業務内容の全体について振り返るとともに、更なる学びが必要な点を共有し、新人教育の自己研鑽に繋

てください。

3. 福祉用具専門相談員の資質向上に取り組む福祉用具貸与事業所における教育に関する調査研究事業報告書

「福祉用具専門相談員の資質向上に取り組む福祉用具貸与事業所における教育に関する調査研究事業」（令和7年度老人保健健康増進等事業）において、人材育成・OJTの考え方等に対する文献調査、福祉用具貸与・販売事業所、福祉用具メーカー・レンタル卸事業者及び訪問介護や訪問看護、居宅介護支援などの多職種へのヒアリング調査を実施し、OJTや職員教育についてまとめております。

報告書は下記のとおり公開されておりますので、現場での対応にご参考ください。

「OJTによる指導チェックリスト」

QRコード（リンク埋め込み）



「福祉用具専門相談員の資質向上に取り組む福祉用具貸与事業所における教育に関する調査研究事業 報告書」

QRコード（リンク埋め込み）



4. 参考

「介護保険制度における福祉用具貸与・販売種目のあり方検討会 対応の方向性に関するとりまとめ」（令和5年11月8日）

QRコード（リンク埋め込み）



【厚生労働省担当】

厚生労働省老健局 高齢者支援課 福祉用具住宅改修係

電 話：03-5253-1111（内 3985）

e-mail：fukushiyougu@mhlw.go.jp